

【平成 30 年 問3改】

労働基準法第 35 条に定めるいわゆる法定休日を日曜とし、月曜から土曜までを労働日として、休日及び労働時間が次のように定められている製造業の事業場における、労働に関する時間外及び休日の割増賃金に関する次のA～Eの各記述の正誤を判定せよ。

日	月	火	水	木	金	土
休	6	6	6	6	6	6

労働日における労働時間は全て

始業時刻：午前 10 時、終業時刻：午後 5 時、休憩：午後 1 時から 1 時間

A 日曜に 10 時間の労働があると、休日割増賃金の対象になるのは 8 時間で、8 時間を超えた 2 時間は休日労働に加えて時間外労働も行われたことになるので、割増賃金は、休日労働に対する割増率に時間外労働に対する割増率を加算する必要がある。

Point 労働時間の原則 ⇒【労基問 61・65】

◆法定労働時間の原則 →1 週間について 40 時間まで、1 日について 8 時間まで …休憩時間を除く

法定労働時間の特例 →1 週間について 44 時間まで、1 日について 8 時間まで …休憩時間を除く

※ 特例の対象事業は、商業(物品販売業・理容業等)、映画・演劇業、接客娯楽業、保健衛生業のうち、常時 10 人未満の労働者を使用するもの →本問の製造業はこれに該当しないことから、原則が適用される

◆継続勤務が 2 暦日にわたる場合の労働時間 →始業時刻の属する日の 1 日の労働として取り扱う ⇒B～D

Point 割増賃金の支払義務と割増率 ⇒【労基問 88】

◆臨時の必要がある場合、時間外・休日労働協定の規定により、(1) 時間外労働、(2) 休日労働、をさせた場合 →(1)は 2 割 5 分以上、(2)は 3 割 5 分以上の割増率

※ (1)は法定労働時間(×所定労働時間)を超えた時間、(2)は法定休日の労働が対象

※ (1)で、1 か月に 60 時間を超えた時間の労働については 5 割以上 …令和 5 年 4 月から中小事業主も対象 →割増賃金の支払に代えて、労使協定(届出不要)により代替休暇を与えることも可能

※ (1)、(2)は共に労働時間の「長さ」に関する規定であることから、重ねて支給されない

…本肢の場合、休日労働の 8 時間を超える部分について時間外労働の概念はなく、労働時間が深夜業に及ばない限りは、休日労働の 3 割 5 分以上の割増率で計算した賃金が支払われる

◆(3) 深夜業(原則として午後 10 時から午前 5 時)に従事させた場合の割増賃金 →2 割 5 分以上の割増率

※ (3)は労働時間の「時間帯」に関する規定であることから、規定の趣旨の異なる(1)、(2)と重ねて支給される …本肢の休日労働が深夜業に該当する場合は、6 割以上の割増率で計算した賃金が支払われる

解答: 誤

(法 37 条 1 項、平成 11.3.31 基発 168 号)

B 日曜の午後8時から月曜の午前3時まで勤務した場合、その間の労働は全てが休日割増賃金対象の労働になる。

Point 労働時間の原則、割増賃金の支払義務と割増率 ⇒A

◆本肢における割増賃金の取扱い …休日を含む2暦日にわたる勤務を行った場合(法定休日→労働日)

- ※ 日曜の午後8時から月曜の午前3時までの勤務は1勤務として取り扱うが、午前0時から午後12時までの時間帯に労働した部分のみが休日割増賃金(3割5分以上)の対象となる →午後8時から午後12時のみ
- ※ 午後10時から午前3時までの労働時間については、別途、深夜割増賃金(2割5分以上)の対象となる
- ※ 午後8時から午後10時までの労働 →休日労働として、賃金の割増率は3割5分以上となる
- ※ 午後10時から12時までの労働 →休日労働+深夜労働として、賃金の割増率は6割以上となる
- ※ 午前0時から午前3時までの労働 →深夜労働として、割増率は2割5分以上となる

cf. 本肢における休憩時間について …休憩時間の途中付与の原則 ⇒【労基問65】

- ※ 労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間
- ※ 「日曜の午後8時から月曜の午前3時まで」の勤務となっているが(7時間)、休憩についての事情は本肢からは読み取ることができない

解答: 誤

(法37条1項、平成6.5.31基発331号)

C 月曜の時間外労働が火曜の午前3時まで及んだ場合、火曜の午前3時までの労働は、月曜の勤務における1日の労働として取り扱われる。

Point 労働時間の原則、割増賃金の支払義務と割増率 ⇒A

◆本肢における割増賃金の取扱い …2暦日にわたる勤務を行った場合(労働日→労働日)

- ※ 月曜の時間外労働が火曜まで及んだ場合であっても、月曜の勤務における1日の労働として取り扱われる
- ※ 始業時刻が午前10時、終業時刻が午後5時、休憩時間が午後1時から1時間と、所定労働時間が6時間であることから、月曜の午後5時から午後7時までは残業であっても時間外労働ではない →割増賃金はなし
- ※ 午後7時から午後10時までの労働 →時間外労働として、賃金の割増率は2割5分以上となる
- ※ 午後10時から午前3時までの労働 →時間外労働+深夜労働として、賃金の割増率は5割以上となる

cf. 本肢における休憩時間について …休憩時間の途中付与の原則 ⇒B

- ※ 労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間
- ※ 時間外労働を含めた1日の労働時間が16時間、休憩時間が1時間のみとなっているが、法違反ではない
…労働時間が8時間を超える場合の休憩時間は、それが何時間の労働時間であっても1時間で良い

解答: 正

(法37条1項、昭和63.1.1基発1号)

D 土曜の時間外労働が日曜の午前3時まで及んだ場合、日曜の午前3時までの労働に対する割増賃金は、土曜の勤務における時間外労働時間として計算される。

Point 労働時間の原則、割増賃金の支払義務と割増率 ⇒A

◆本肢における割増賃金の取扱い …休日を含む2暦日にわたる勤務を行った場合(労働日→法定休日)

※ 始業時刻が午前10時、終業時刻が午後5時、休憩時間が午後1時から1時間と、所定労働時間が6時間であることから、土曜の午後5時から午後7時までは残業であっても時間外労働ではない →割増賃金はなし

※ 午後7時から午後10時までの労働 →時間外労働として、賃金の割増率は2割5分以上となる

※ 午後10時から午後12時までの労働 →時間外労働+深夜労働として、賃金の割増率は5割以上となる
…休日割増賃金の対象となる部分を除いて、法定労働時間を超える部分が時間外割増賃金の対象となる

※ 午前0時から午前3時までの労働 →休日労働+深夜労働として、賃金の割増率は6割以上となる。

…法定休日の午前0時から午後12時までの時間帯に労働した部分は、休日割増賃金の対象となる

cf. 本肢における休憩時間について …休憩時間の途中付与の原則 ⇒B

※ 労働時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間の休憩時間

※ 時間外労働を含めた1日の労働時間が16時間、休憩時間が1時間のみとなっているが、法違反ではない

…労働時間が8時間を超える場合の休憩時間は、それが何時間の労働時間であっても1時間で良い

解答: 誤

(法37条、平成6.5.31基発331号)

E 日曜から水曜までは所定どおりの勤務であったが、木曜から土曜までの3日間の勤務が延長されてそれぞれ10時間ずつ労働したために当該1週間の労働時間が48時間になった場合、土曜における10時間労働の内8時間が割増賃金支払い義務の対象労働になる。

Point 労働時間の原則、割増賃金の支払義務と割増率 ⇒A

◆本肢において時間外労働となる時間

※ 1日について …木曜、金曜の各労働時間のうち、8時間(×所定労働時間の6時間)を超える部分
→木曜と金曜における10時間労働の内の各2時間

※ 1週間について …日曜から土曜までの暦週で、法定労働時間としての40時間を超える部分
→金曜の終了時点で、1日についての時間外労働時間を除く合計労働時間が34時間となっている
(月曜6時間+火曜6時間+水曜6時間+木曜8時間+金曜8時間)

→土曜の労働時間は、6時間(×2時間)で1週間の法定労働時間である40時間に達することから、6時間(×2時間)を超える部分である4時間(×8時間)が時間外労働となる

※ 週の法定労働時間を考える上で、金曜の終了時点での合計労働時間には時間外労働時間を含めない

解答: 誤

(法32条、昭和63.1.1基発1号)